

平成17年度承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計収支予算書(案)
について

1. 特定再資源化預託金等について

再資源化預託金等特別会計で管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等(剰余金)がある場合において、当該特定再資源化預託金等は主務大臣の承認を受けて指定再資源化機関等へ出えん等を行うことが自動車リサイクル法により定められている。

※特定再資源化預託金等とは、廃車ガラが非認定解体自動車全部利用者へ引渡された(電炉・転炉等への引渡又は廃車ガラ輸出)場合やフロン類が再利用された場合等にリサイクルが不要となるため、預託されている再資源化預託金等が剰余金となったもの。

2. 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計について

特定再資源化預託金等は、その出えん等について資金管理業務諮問委員会の審議等を経て、主務大臣の承認を受けたときには、承認・認可後の特定再資源化預託金等であることを明確にする必要がある。

承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計は、この承認・認可後の特定再資源化預託金等について、再資源化預託金等特別会計から移管し、管理するための会計である。

以上